



9月30日 東地申第21号

「労使間の取扱いに関する協約」に基づき

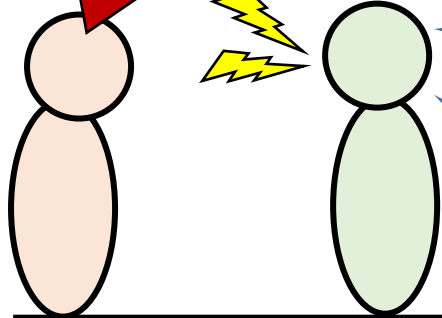
会社施設等の一時使用を求める申し入れ 提出!!

2020年5月15日に締結した「労使間の取扱いに関する協約」では…

- 第1条: 信義誠実の原則
- 第2条: 会社及び組合は労働協約を遵守し相互に権利を尊重し誠実に業務を履行する
- 第4条: 会社は組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いはしない

と、書かれていますが、実際は…

会議室を借りたいのですが



今は空いているが、予定が入るかもしれないので、貸せない!
使用制限!!

夕方は管理者がいなくなるので
15時までしか貸せない!
時間制限!!

大声や火災があるとまずいから貸せない!
意図的に貸さない!!

企業内労働組合だから、職場の会議室を借りて活動するのは当然のことなのに…

本部—本社間で締結した協約を守らずに職場独自のルールを定め、会議室の使用制限や時間制限、労働者を萎縮させる言動を行う行為は、**憲法28条で守られている労働者の団結権を侵害する行為**であり、許されるものではありません!

JTSU-E 東京地本は、企業内労働組合として当たり前前の組合活動を行うべく、職場内の会議室の使用を求めて9月30日に東地申第21号を申し入れました。

申し入れ内容

1. 「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、

職場内における会社施設の一時使用を認めること

会社は労働協約を遵守し、不当な扱いを直ちにやめるべきだ!!